主 文 本件控訴はこれを棄却する。 当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は弁護人風間高一提出の控訴趣意書記載のとおりであるからここにこれを引用する。これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

そこで、刑事訴訟法第三百九十六条に則り本件控訴はこれを棄却すべきものとし、なお、当審における訴訟費用は、同法第百八十一条第一項本文に則り全部これを被告人に負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 花輪三次郎 判事 山本長次 判事 下関忠義)